

新発田市教育委員会平成31年1月定例会 会議録

○ 議事日程

平成31年1月8日（火曜日） 午前9時30分 開 会
豊浦庁舎 2階 教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長職務代理者の指名について

日程第3 前回定例会会議録の承認について

日程第4 教育長職務報告

日程第5 議事

議第1号 専決処分の承認について（平成30年度新発田市一般会計12月補正予算）

議第2号 新発田市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第3号 新発田市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

議第4号 新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について

議第5号 新発田市生涯学習指導者派遣事業実施要綱の廃止について

議第6号 新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第7号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について

議第8号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第6 その他

（1）平成30年新発田市議会12月定例会報告について

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席者

関川 直 委員 (教育長職務代理者)

桑原 ヒサ子 委員

笠原 恭子 委員

小池 庸子 委員

○ 説明のため出席した者

教育次長 佐藤 弘子

教育総務課長 山口 誠

教育総務課参事 (学校統合担当)
橋本 隆志

学校教育課長 萩野 喜弘

学校教育課教育センター長
小坂井 博

文化行政課長 平山 真

中央図書館長補佐 庭山 恵

歴史図書館長 大森 雅夫

中央公民館長 米山 淳

青少年健全育成センター所長
井越 信行

○ 書記

教育総務課長補佐
佐久間 与一

教育総務課学事係長
小室 貴史

○ 資料確認

○関川教育長職務代理人

それでは、皆様、あけましておめでとうございます。

本年もまたよろしく願いいたします。

市長さんが毎年決めている年頭の文字として「和」というお言葉を述べられました。「和」という意味は結構深いですので、それぞれが噛みしめていただきたいと思います。言うなれば、各部署において物事を前向きに考えていただいて、必要なものはズバツと切ってしまう、いいものを生み出していく。そのために議論をする。積極的な議論を積み重ねながらまとめていく。そして横連携を保つことが「和」なのではないかと私は思っておりますが、皆様それぞれのお考えがあろうと思います。市長のお気持ちを汲んで、市政の前進に、そして教育行政の前進に取り組んでいただければと思っております。

それでは、ただ今から教育委員会平成31年1月定例会を開会します。

はじめに、日程第1 会議録署名委員の指名についてであります。桑原委員を指名いたします。

○関川教育長職務代理人

日程第2 教育長職務代理人の指名を行います。

山田前教育長の退任後、私が教育長職務代理人として、教育長の職務を務めさせていただいておりますが、私に事故があるとき、又は欠けたときに、私に代わって教育長の職務を務めていただく方については、これまで指名をしておりませんでした。

先般、事務局が文部科学省に問い合わせたところ、「教育長及び教育長職務代理人がともに事故があるとき、又はともに欠けたときの対応として、教育長職務代理人を、順位を付けて複数人、指名しておくことが望ましい」との指導をいただいたことから、本日、私に事故があるとき、又は欠けたときに、私に代わって教育長の職務を務めていただく方を指名させていただくことといたしました。

つきましては、桑原委員を指名いたしますので、よろしく願いします。

(「よろしく願いします」の声)

○関川教育長職務代理人

日程第3 前回定例会会議録の承認についてお諮りいたします。

すでに送付してあります会議録について、ご質問はございますか。

○関川教育長職務代理人

なければ、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全委員が挙手)

○関川教育長職務代理人

挙手全員でありますので、前回定例会会議録は承認されました。

○関川教育長職務代理人

日程第4 教育長職務報告を行います。

職務報告については、すでに送付してあります「教育長職務報告（平成30年1月30日～平成30年12月26日分）」及び「平成30年度 教育委員会 主な事務事業 進捗状況（第3四半期）」のとおり報告します。

○関川教育長職務代理人

主な事務事業の進捗状況について、事務局から補足説明はありますか。

（「ございません」との声）

○関川教育長職務代理人

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○関川教育長職務代理人

ないようですので、教育長職務報告及び事務事業進捗状況については、報告のとおり、よろしくお願ひします。

○関川教育長職務代理人

日程第5 議事に入ります。

議第1号 専決処分の承認について（平成30年度新発田市一般会計12月補正予算）、審議します。

○関川教育長職務代理人

山口教育総務課長から説明をお願いします。

○山口教育総務課長

それでは、議案の1ページをお願いいたします。

議第1号、専決処分の承認についてでございます。平成30年度新発田市一般会計12月補正予算を市議会12月定例会へ提出することにつきまして、新発田市教育長に委任する事務等に関する規則第4条の規定により、平成30年12月26日付で専決処分したので、教育委員会の承認をいただきたいというものでございます。

補正の内容は、小中学校エアコン整備事業について、去る12月4日に国から交付金の内定がありましたことからその工事費を予算化したいというものでございます。

資料の2ページ目をお願いいたします。

はじめに中段の歳出でございます。小学校エアコン整備事業及び中学校エアコン整備事業は、小学校及び中学校の普通教室等、301室へのエアコン整備に係る工事費、7億3690万9千円でございます。現在、1月下旬までの工期で実施設計を進めておりますが、実施設計完了後、速やかに工事発注手続きを進め、2月中旬から順次契約を行い、できる限り早期に整備が完了できるよう最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、上段ですが、これに対する歳入でございます。

小学校費及び中学校費の国庫補助金は、それぞれ9983万4千円、4778万1千円で、算定の割合、いわゆる補助率は3分の1でございます。その下、義務教育施設整備事業債は、補助対象事業費の補助裏及び補助対象事業費を超える事業費に対して借入れを起こしたいというもので5億8910万円でございます。いずれも充当率は100%でございます。交付税措置される割合は、60%及び0%でございます。

なお、この事業費に国庫交付金及び市債を充てて、不足する分については、財政調整基金19万4千円を繰り入れるものでございます。

次に、一番下段の2 繰越明許費の設定でございます。

小中学校エアコン整備事業は、国の補正予算に基づく事業であり、国の予算に合わせて、次年度に予算を繰り越して事業を実施いたしますことから、繰越明許費を設定したいというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○関川教育長職務代理人

説明が終わりました。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○関川教育長職務代理人

前々からお聞きしていたとおり、エアコンが設置されることに関する財政措置であります。

よろしいでしょうか。

○桑原委員

問題なく進んでくれることを期待しています。

○関川教育長職務代理人

ご質問、ご意見がないようですので、議第1号 専決処分の承認について（平成30年度新発田市一般会計12月補正予算）は、承認することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

○関川教育長職務代理人

異議なしと認め、議第1号について、承認することに決しました。

○関川教育長職務代理人

次に、議第2号 新発田市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について、審議します。

○関川教育長職務代理人

山口教育総務課長から説明をお願いします。

○山口教育総務課長

議第2号 新発田市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

こちらにつきましては、議案に係る資料の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、これまで随時ご報告させていただいておりました豊浦地域の4小学校であります中浦小学校、天王小学校、荒橋小学校及び本田小学校が統合し、新たに「豊浦小学校」として、平成33年4月1日に開校することにより、所要の改正をさせていただきたいというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○関川教育長職務代理者

説明が終わりました。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○関川教育長職務代理者

必要な手続きであり、条例を整えるということでございますがよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

○関川教育長職務代理者

ご質問、ご意見がないようですので、議第2号 新発田市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

○関川教育長職務代理者

異議なしと認め、議第2号について、可決することに決しました。

○関川教育長職務代理者

次に、議第3号 新発田市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、審議します。

○関川教育長職務代理者

山口教育総務課長から説明をお願いします。

○山口教育総務課長

それでは、議第3号 新発田市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてでございます。

議案に係る資料の6ページをご覧くださいと思います。

市長部局における、新発田市事務決裁規程の一部改正に伴いまして、教育委員会事務決裁規程における別表の第2項第5号及び第9号に掲げる専決事項について改

めるものであります。

議案に係る資料の7ページの新旧対照表をご覧ください。

最初に、別表の第2項第5号の「職員の職務専念義務を免除すること。」についてであります。

これまで、新発田市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号及び第2号に掲げる、「研修を受ける場合」と、「厚生に関する計画の実施に参加する場合」以外に職務専念義務を免除する場合には、教育総務課長の合議を必要としておりましたが、同条例の施行規則で規定するもののうち、所属長による確認で十分であるものについても、事務の簡素化のため、教育総務課長の合議を不要とするというものであります。

具体的な項目につきましては、一つ目、妊娠中の女性職員が、その者の業務により母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合。二つ目、消防団員としての業務に従事する場合。三つ目、庁舎内において、赤十字血液センターが実施する献血に協力する場合。四つ目、人命救助又は住民の災害防止等を行う場合の四つの場合であります。

次に、別表の第2項第9号の遅参及び早退を廃止し、年次有給休暇又は欠勤として取り扱うものであります。

これまで遅参及び早退については、例規の中で具体的な取り決めが定められておらず、内規により「30分未満の遅参、早退については、年次有給休暇の取扱いとはしない」としておりましたが、職務専念義務のある時間の一部に勤務を欠くことを認めるものであり、市民の理解を得られるものではないと考えられることから、今後は年次有給休暇又は欠勤などの取扱いとするものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○関川教育長職務代理者

説明が終わりました。

より厳しくなるということですね。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○関川教育長職務代理者

1月1日実施ですので、すでにそういう範疇に入っているということです。ご質問、ご意見がないでしょうか。

(「はい」との声)

○関川教育長職務代理者

ご意見、ご質問がないようですので、議第3号 新発田市教育委員会事務決裁規程の一部改正については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

○関川教育長職務代理者

異議なしと認め、議第3号について、可決することに決しました。

○関川教育長職務代理者

次に、議第4号 新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について、審議します。

○関川教育長職務代理者

萩野学校教育課長から説明をお願いします。

○萩野学校教育課長

それでは議案の6ページ、7ページ、議案に係る資料の9ページをご覧ください。

学校では学校事務の合理化・効率化や事務処理体制の充実を図るため、平成27年度から、小中学校に事務長を置くことができるとし、総括事務主幹又は事務主幹をもってこれに充てると改正いたしました。

しかし、今年度の事務長配置数は、学校事務職員の世代交代が進み、昨年度の5名から2名に減少している状態です。主査から事務主幹への任用要件を満たす職員が減少していることから、今後も事務主幹の減少が進み、消滅する可能性すらあります。

そこで、充実した学校事務の維持と、リーダー的人材の育成を図るため、事務長の任命範囲を全事務職員に広げ、職名に関係なく事務長として相応しいキャリアや資質のある者を任命することと改めたいというものであります。

また、事務長の任命範囲拡大に伴い、事務主任の任命範囲も全事務職員と改めたいというものであります。

もう一点、指導要録の規格、様式及び取扱いの条文中の文言について、11ページの新旧対照表のところにありますが、一番下のところの第39条、学校教育法施行令の括弧内昭和28年政令第340号を加えるということもあわせて改正させていただきたいと思っております。以上です。

○関川教育長職務代理者

より現実的にするということですね。

任命しようと思っても人がいないという状況をつくらないようにしようということです。範囲を広げてその職場職場に応じた形で任命できるようにしたいということですだと思います。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○桑原委員

役職として事務長と事務主任があつて、事務長が上であるわけですね。それを選任する場合、条件が同じというのはどうなのでしょう。

事務長も事務主任と同じ範囲で選任するという点について若干違和感を感じます。事務長のなり手がいないので、広く選任できるようにするという意図は十分わかりますが、職務の内容と責任に相応しい人選範囲があると思っておりますが、その点はどうか。

○萩野学校教育課長

我々もその部分は少し考えまして、主査というところで制限を加えようかとも

思ったんですが、近隣の市町村の状況等も鑑みて、すべて広げている状態であって、かといって、新人の者に与えるわけではありませんので、そこの人選のところはそれぞれ協議をして行うわけですので、委員ご指摘のようなことにならないように、ベテランの方々を中心に人それぞれをしっかりと見させていただいて任命したいと考えております。

○関川教育長職務代理者

ほかにご質問はないでしょうか。

○小池委員

よく言えば広い人材の中からということになると思いますが、質の低下を招かないようにするためにも、事務職員はほかに先駆けて今までのネットワークを工夫して、研修ももちろんそうですし、技能的な、職能的なことを高める努力の実績もあります。それをさらに支援する形で維持していった現実的な質の低下や不合理なことが起きないようにしていったほしいと思います。以上です。

○関川教育長職務代理者

今、事務職員がいない学校はありますか。

○萩野学校教育課長

ありません。全部配置しています。

○関川教育長職務代理者

ほかにご質問、ご意見がないようですので、議第4号 新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

○関川教育長職務代理者

異議なしと認め、議第4号について、可決することに決しました。

○関川教育長職務代理者

次に、議第5号 新発田市生涯学習指導者派遣事業実施要綱の廃止について、審議します。

○関川教育長職務代理者

米山中央公民館長から説明をお願いします。

○米山中央公民館長

それでは、議第5号 新発田市生涯学習指導者派遣事業実施要綱の廃止についてでございます。

こちらにつきましては、議案に係る資料の12ページをお願いいたします。

この事業につきましては、合併前の旧加治川村におきまして、実施されていた事業でございます。17年の合併で新発田市が引き継いだものでございますが、この

要綱による実績がまったくないということで、本要綱を廃止するものでございます。

ただ、この要綱を廃止していいのかということで、実際にこういう事業があった場合どうするのかということなのですが、いろんな指導者を派遣してほしいとの要望があった場合、この要綱に基づいて指導者を派遣するとなると事業計画や実績を提出していただくという流れになっております。ただ、従前から新発田市におきましては、指導者の派遣の要望があった場合は、それぞれリストがございます。私どもが間を取り持ちまして、要望があった場合は指導者に御連絡をして、その指導者の了解のもと、それぞれ派遣を希望する団体とそれ以降は直接連絡を取って事業を進めていただくこととしておりますので、サービスの低下というものは一切招かないという判断でございます。

派遣の実施要綱につきましては議案の9ページ、10ページに記載のとおりの内容となっております。この事業につきましては、先ほど申しましたとおり、実際に電話等いろいろな手段でやり取りして、紹介しております。また、近年はインターネット等の発展によりまして、こちらに来る前に、それぞれの皆様が自分たちの要望にかなうような講師の選定など、研修の先生の選定などを行っているようでございますので、こちらの方につきましては廃止させていただきたいという内容でございます。以上でございます。

○関川教育長職務代理者

説明が終わりました。お聞きのとおりであります。

文字面を見ますと廃止して大丈夫かなと思う字面ですが、実質的に機能していなかったということでありますので、廃止するのはやむを得ないのかなと思います。私が個人的にちらっと心配したのは、これからコミュニティ・スクールがどんどん行われ、指定されていくような中で、地域の方々をいろいろな学校に取り込んでいくという動きが活発になっていくだろうという中で、教育委員会は十分対応していつてくれるのか、というふうなことを言われると、ちょっとだけ心配していますので、そのへんはこれから教育委員会としてどうトータル的な考えを持ってコミュニティ・スクールを推進していくのかということについては、やっぱり十分勉強しておかなければいけないと思います。現実面として、今このようなことが、要綱を廃止することはなんら問題はないと考えております。

委員の皆様はいかがでしょうか。

○桑原委員

実質的に使われていないということであれば廃止でよいと思います。ここに書いてある「派遣をする」というのは、どこに派遣をするのでしょうか。

○米山中央公民館長

派遣というのは簡単に言うと、講演会の講師の先生を頼むというようなイメージです。

○桑原委員

教えに行ってもらおうということですね。

○米山中央公民館長

たとえば、3回シリーズの研修会のこういう歴史の研修会の講師はいませんかと

というようなイメージです。

○桑原委員

関川先生がおっしゃったことは、今後の課題ですね。教えられそうな方がいらっ
しゃった時に、学校の中の活動にかかわっていただく際の事前研修でしょうか、そ
れは今後、これとは別の枠組みで必要になってくると思います。

○関川教育長職務代理者

廃止したことによって、リストは公民館の方でお持ちだということですから、対
応はいかようにでもできると思いますが、基準ではないですが、ひな形みたいなも
のがあって、「これに基づいてやってもらえませんか」というものがあると、やる
方も楽なのかなとちょっと思ったりもします。私は自分でやったことがないので、
よくわからないけれども、学校教育課などとよく打ち合わせをなされて広い観点か
ら柔軟な施策というか、形に結びついていくようなことを考えておいてもらおうとい
いのかなと思っています。

○桑原委員

私も、新潟市から依頼されて人材登録をし、ネット上に公開されていますが、新
発田市も必要な講師をインターネットの人材登録から呼び寄せることもできるわ
けですよ。

○米山中央公民館長

私どもとしては、紹介を依頼されれば、まず市内の方、それから県内の方という
ふうに紹介をしますが、今はすべてインターネットで調べられます。逆に団体の皆
さんの方がわれわれよりも詳しいです。

○桑原委員

インターネットで調べれば、専門分野や活動地域、謝礼が必要なのか、無料で引
き受けてくれるのかも書いてあると思います。

○米山中央公民館長

今の現状を言いますと、先生が今おっしゃった謝礼とか、いろんな部分は公表し
てくれるなという方もいらっしゃいまして、ケースバイケースです。

以前、新発田市では合併前にアイリスネットというのがあって、その中に指導者
のデータは入っていたんです。データは入っていたんですが、実際は100人の登
録者がいるとそこに入っているのは20人くらいで、やはり大方の方が、頻繁に来
ると困るとか、いろんな理由がありました。ただ、そういったリストは我々も持つ
ています。

○関川教育長職務代理者

リスト化されると頼まれて頼まれて大変だという話が出てくる可能性はあるわ
けです。だんだん年を取ると「言ってくださるな」という方も増えてくるというこ
とで、恒常的なものではないわけですね。その時点、その時点でお話合いをして十

分納得をしたうえで、実際に活躍していただくということが大事なのかなと思って
おります。

それと予算の問題が絡んでくるとますます硬直化する可能性がありまして、難し
い問題、デリケートな問題だと私は思います。十分なお話をしながら柔軟性を
持たせることはどうなのかなと思っておりました。

他に皆様からどうでしょうか。

○小池委員

学校現場で、例えば講師を探すとか、地域に関わっているどなたかというときに、
目的に相応した団体にダイレクトに確認をしたりとか、今まさにネットなので、県
が出している生涯学習センターのネットもそうですし、新発田市もそうですし、昔
と違って今は間口の出し方の有様が変わっているもので、こういうやり方じゃなく
ても大丈夫なんだという気がしますし、その方が現実的だと思います。ただ、先ほど
の謝礼の件については、市が示されている、食とみどりの新発田っ子プランの資料
の中に謝金の基準が載っていたので、それを基準にして、学校は金がないという大
前提でお呼びしたりして、それで快く来て下さる方をお願いしています。

そして人材をどうやって掴めるかというのは、例えば学校だと、学校が地域の方
と結びついて生々しいというか、リアリティーのある人材を確保していくのが一番
その後も有効に働く確保の仕方だと思いますが、先ほどの関川先生のお話にあつた
とおり、コミュニティ・スクールというような規模のものを想定すると、学校の地
域人材を集める実力と同時に、何か視点を変えた、私とはとにかく教育委員会が学校
と深く結びついて、個別に学校を支援するような、新潟市がやっていた学校支援態
勢のイメージがすごく有効だったのではないかと思うので、そういった態勢で応援
する形で、学校教育に関しては、両輪で推進していくのがいいのではないかと思
います。

地域教育というか、地域に対する生涯学習的なものについては、本当に関わって
いる団体やその講師を招きたいいろんなプロジェクトの中で、今ネットに頼るとい
うのが一番効率がいいような気がするもので、そういった意味で態勢を取り消すとい
うのはサービスの低下に結びつくような不安はよぎりはしますけれども、そこを切
り替えていくのも時代に応じた体制づくりの視点かなと思います。私もこの資料を
いただいたときになくすということに一抹の不安をおぼえましたが、時代のいろ
んなメディアを活用していくように体制を作っていくことが求められていくのか
なと思いました。以上です。

○関川教育長職務代理者

民間主導で、どんどん動いている人が実際におりますから、官がどうだこうだと
あまり線を引いたりするのはおかしいのかもしれない。この世の中は、でも知ら
んふりはできないと私は思います。大いに研究をしていったらどうかなと思います。

他に皆さん御意見はありませんか。

○関川教育長職務代理者

ほかにご質問、ご意見がないようですので、議第5号 新発田市生涯学習指導者

派遣事業実施要綱の廃止については、可決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

○関川教育長職務代理者

異議なしと認め、議第5号について、可決することに決しました。

○関川教育長職務代理者

次に、議第6号 新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、審議します。

○関川教育長職務代理者

井越青少年健全育成センター所長から説明をお願いします。

○井越青少年健全育成センター所長

それでは私の方から議第6号についてご説明させていただきます。

議案の15、16ページと議案に係る資料の13ページから16ページまでをお願いいたします。

今回の改正の理由といたしましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正したいというものであります。

改正内容といたしましては、平成31年度から実践的な職業教育を行う教育機関として専門職大学が新たに創設されることにより、専門職大学の前期課程を修了した者についても、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として追加するものであります。説明については以上であります。よろしく願いいたします。

○関川教育長職務代理者

説明が終わりました。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○桑原委員

専門職大学の前期課程というところどのレベルに対応しているのでしょうか。

○井越青少年健全育成センター所長

前期課程修了で短期大学の修了と同じ扱いになります。

○関川教育長職務代理者

ほかにごいませんか。

現在、放課後児童支援員の有資格者のリストというのはできているんですか。

○井越青少年健全育成センター所長

当市では66人の指導員を配置していますが、3分の2の指導員については、支

援員の資格を持っています。

○関川教育長職務代理者

そうすると支援員の資格がなくてもお願いせざるを得ない実情があるということですね。

○井越青少年健全育成センター所長

国の方も、一単位、40人単位で、2人の指導員を配置するという基準になっていますが、一人は支援員の資格を有する者、それ以外は資格がなくても可能ということでもあります。

○関川教育長職務代理者

そういう資格を持った方が増えてくるとありがたいということにもなります。他にご質問はありますか。

○関川教育長職務代理者

ほかにご質問、ご意見がないようですので、議第6号 新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

○関川教育長職務代理者

異議なしと認め、議第6号について、可決することに決しました。

○関川教育長職務代理者

次に、議第7号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について、審議します。

○関川教育長職務代理者

井越青少年健全育成センター所長から説明をお願いします。

○井越青少年健全育成センター所長

それでは議第7号についてご説明させていただきます。

議案の17、18ページ、議案に係る資料の同じく17、18ページをお願いいたします。

青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱につきましては、所属団体の役員改選に伴いまして、2号委員の一般社団法人新発田青年会議所から選出していただいております副理事長が改選したということで、このたび新たに若月美晃氏を委員として委嘱申し上げたいというものであります。なお、任期につきましては、委嘱の日から前委員の残任期間の平成32年1月8日までとさせていただきます。説明は以上でございます。

○関川教育長職務代理人

説明が終わりました。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○関川教育長職務代理人

ご質問、ご意見がないようですので、議第7号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱については、承認することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

○関川教育長職務代理人

異議なしと認め、議第7号について、承認することに決しました。

○関川教育長職務代理人

次に、議第8号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、審議します。

○関川教育長職務代理人

山口教育総務課長から説明をお願いします。

○山口教育総務課長

それでは、議第8号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明させていただきます。

資料につきましては、議案、恐れ入りますが追加させていただきました議案の1、2ページ、議案に係る資料(追加)の1、2ページになりますが、議案に係る資料(追加)の1ページをもってご説明させていただきます。

1番の改正理由についてであります。旧松浦小学校屋内運動場(体育館)につきましては、小学校が閉校した後も、本条例に基づきまして、地域のスポーツ活動や社会教育活動等にご利用いただいていたまいりましたが、このたび、リノベーション工事によりまして、冬期や雨天時でもフットサルや屋外スポーツができる屋内多目的運動場として整備し、平成31年度から、市体育施設条例上の体育施設として供用開始することとなりましたので、本条例の対象施設から除くこととしたいというものでございます。

改正内容、施行期日につきましては、記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○関川教育長職務代理人

お聞きのとおりであります。

この件について、委員の皆様から何かご質問はございますか。

○関川教育長職務代理人

前々からお聞きしていたことでもありますので、だいたいは御理解いただけている

のかなと思います。

ご意見等もございませんか。

ないようですので、議第8号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

○関川教育長職務代理者

異議なしと認め、議第8号について、可決することに決しました。

○関川教育長職務代理者

日程第6 その他に入ります。

(1) 平成30年新発田市議会12月定例会の概要について、報告を受けます。

○関川教育長職務代理者

佐藤教育次長から説明をお願いします。

○佐藤教育次長

それでは報告書をご覧いただきたいと思います。

12月定例会の報告でございますが、今回は一般質問と常任委員会、それから先ほどご承認をいただきましたエアコンに係る補正の追加の報告、そして今回は食物アレルギーについての請願が出されておりますので、その報告をさせていただきたいと思います。

それでは資料の1、2ページをご覧いただきたいと思います。

まずはじめに一般質問でございます。

この度も多くの方々から質問がございまして、16名の方からございました。

教育委員会の関係につきましては網掛けをしておりますが、6名の方からの質問ということでございます。その内容について、次の3ページからご説明させていただきます。

まず初めに一番目、中村功議員でございます。3期目がスタートしての議会ということでございまして、今回は、「市長3期目公約の展望について」というご質問でございました。まず最初に、「保育料の完全無料化と医療費補助の高校生までの拡充、そして私どもの放課後児童クラブの無料化は、公約に掲げていたようでありますが、財政的に難しいのではないか」というご質問でございました。答弁の方でございますが、3ページの下段、「特に、子育てでは最大の懸案でございました待機児童解消対策につきまして、すでに一定以上の成果を得られたことから、市政の3期目におきましては、子育て世帯の経済面の負担軽減の分野にも軸足を置いていく必要があるということで、今回公約の中に新たな目標を掲げたところでございます。そうした中にご指摘のとおり、これらの実現のためには、財政面の裏付けを得ることが、必要不可欠である。」そして5ページに入りますが、「国の方では2019年10月から幼児教育の無償化を検討しておりまして、この無償化によって、今、市の単費で出しております財政負担が少し軽減されるというふうに考えており、その軽減分

を新たな子育て支援に投入するということを積極的に考えていきたい。ただ、国の無償化に関する制度内容がまだはっきりいたしませんので、はっきりとした時点で実現に向けたシミュレーションを開始したい」と答弁されました。

次に8ページをご覧いただきたいと思います。

次の御質問ですが、「教育の充実にあっては、教育長が不在ですが、どのようにお考えでしょうか」というご質問でございました。これについては追加の資料をご覧いただきたいと思います。答弁といたしまして、「市長はこれまで、まちづくり三つの視点の一つとして「教育の充実」を掲げて、この教育の充実につきましては、一定の成果をあげることができたと考えております。そして3期目の公約においては、「いじめ見逃しゼロ」を掲げて、教員が子ども達と向き合う時間を増やすための施策を早急に進めたいと考えております。そのためには、教育長のマネジメントは不可欠であるとともに、その役割はますます重要であると考えており、できるだけ早く選任したいところではありますが、教育行政の舵取りをしっかりと担っていただける人材の選任には、熟慮を重ねる時間も必要となっています。二月定例会には必ずお諮りしたい」とご答弁をされました。

資料は戻っていただきまして、9、10ページでございます。中村功議員の3つ目の質問で「エアコン設置の進捗状況について」ということでございまして、9ページの「その後」というところからでございしますが、「九月定例会の最終日にエアコン整備工事の前提となる実施設計費を盛り込んだ補正予算を提案し、議決をいただき、十月下旬に設計業者との間に工期を来年一月末までとする実施設計業務委託契約を締結したところであります。この間、国におきましては、従来の交付金よりも財政的に有利な交付金の創設を盛り込んだ第一次補正予算を編成しまして臨時国会において可決・成立いたしました。そして先ほどご説明がありまして、12月4日に国から当該交付金の内定がありまして全小中学校の普通教室へのエアコン整備につきましては希望どおりお認めいただいたということで、工事費を盛り込んだ補正予算案を今定例会に追加提案させていただくために準備を進めているところであります」という答弁でございました。

中村議員につきましては以上でございます。

二人目、小柳肇議員からでございます。この方も「二階堂市政の3期目の政策と懸念、その実現に向けて」というご質問でございまして、同じく小中学校のエアコンの設置でございしますが、「国の予算措置が全ての施設を賄うだけの規模が無かった場合は、基金取り崩しの拡大などの覚悟はあるのか」というご質問でございましたが、これも中村功議員への答弁と同様でありまして、希望どおり叶ったということで、13ページの下段でございしますが、「財源につきましても、国の臨時特例交付金及び補正予算債の百パーセント充当により、事業をスタートさせることが可能となりました」という答弁。そして、その次のページでございしますが、「三期目の市政運営においても、「教育の充実」は引き続き、最も重要なまちづくりの柱の一つであり、未来を担う子ども達の命を守り、「学力の向上」で大きな成果をあげている子どもたちのがんばりに応えるためにも、教育環境の整備は避けて通れない課題と捉えている。このことからスピード感を持って全校への整備を完了できるよう全力で取り組んでまいります」という答弁をされました。そして次の15ページであります。これも無償化の部分でございまして、先ほどの中村議員にお答えしたとおり、趣旨的には同じものとなってございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

次に19、20ページをご覧いただきたいと思います。4人目で渡邊喜夫議員からでございました。この度は、「新発田市における外国人労働者、外国人技能実習生の就労実態と多文化共生について」ということで、「学校につきまして、当市における外国人児童生徒に対してのサポート体制をお聞きしたい」ということでございまして、これにつきましては、「平成17年頃から日本語指導が必要な児童生徒が小中学校にも在籍するようになっておりまして、学校から教育委員会への相談が非常に多くなったため、新発田日本語教室へ協力を依頼し、支援をしていただくようになって現在に至っております。日本語指導員につきましては、日本語の習得に向けた指導をしていただくのは当然であります。異文化の生活に戸惑いを感じたり、友だちとのコミュニケーションで悩んだりしている児童生徒の相談役としても大いに重要な役割を担っていただいている」という答弁をさせていただきました。

次に21、22ページでございます。9人目の宮村幸男議員は、「豊浦地域の小学校統合について」ということでございます。33年4月に統合する予定になっておりますが、三つほどその内容についてお聞きをしたいというところでございます。「開校までの増築スケジュール計画」、それから「スクールバス運行の路線について」、それから「駐車スペースが非常に狭いのではないか。今後どうしていくのか」というものでございまして、答弁内容につきましては後ほどお読みいただければと思います。

次に24ページでございます。「廃校になる3小学校につきましては、地元利用を含めしっかりと利活用計画を立案し、地域活性化の一助となるよう市民に示すべきではないか」というご質問でございました。利活用につきましては、「新発田市立小・中学校の望ましい教育環境に関する基本方針」で廃校した学校については、可能な限りその利活用を図ることとし、地域と行政が一体となって検討を行い、地域の活性化に資するよう努めるようにと示されております。これを受けまして25ページであります。「地域の今後でございますけれども、地域の皆様の御意見や市全体の各計画との調整や整合性を図りながら検討を進めてまいりたいと。これまでの事例によりますと、なかなかそう簡単には決まるものではございませんで、その間につきましてはこれまで通りの体育館であったり、グラウンドの活用をしていただきたい」というような答弁をしていただいております。

次に、27、28ページでございます。10人目の渡部良一議員からは、「いじめ防止対策等に関する委員会の調査報告を受けて」ということでございまして、「法の三十条五項、これは再調査という項目でございますが、による対処及び必要な措置について」というご質問でございました。答弁要旨といたしましては、再調査委員会は開催をされていないというところでございますので、今回の対応に沿ってお答えをいたしますということで、発生から対応した内容につきまして答弁をさせていただいたところでございます。28ページにおきましては、「当該校に対しましては、いじめの早期発見、また、即時対応ができなかった原因について、全職員で検証し、併せて、いじめの情報を全職員で共有して指導できる学校体制の強化を図るよう指導するとともに、いじめにかかわった生徒に対する指導、及び全校生徒に対して、いじめをしない、許さない心と態度を育成し再発防止を図るよう指導いたしました」と答弁をさせていただいております。また、「市のスクール・ソーシャル・ワーカーを派遣し、希望のあった生徒に対してカウンセリングを実施する、またご遺族に対しては、委員会の調査の進捗状況を適宜報告してきた」ということも答弁をさせて

いただきました。また、29ページでは「調査報告書の提言や、総合教育会議での協議内容を踏まえまして、教員の児童生徒と向き合う時間を確保し、子どもの変化を見逃さず、きめ細かな指導を行うための環境整備の強化に努めてまいりたい。また、児童生徒のいじめをしない、許さない、見逃さない心や態度の育成及び学校体制の整備に努めてまいりたい」ということを強く答弁していただいたところでございます。

続きまして31ページでございます。14番目の佐藤真澄議員でございます。

「長時間労働待ったなし。学校をよりよい教育の場に」ということで、何点か質問を受けました。まず最初に、「市内小中学校における教員の勤務時間等の実態について」ということで、数字を持ってご説明をさせていただきました。また、二つ目は、「長時間労働解消策として、市教育委員会ではどのような改善策を考えているのか」ということでございまして、「各学校では、第三次多忙化解消アクションプランに基づき、業務の見直しを含めた多忙化解消の取組を進めておりますし、教育委員会といたしましても、長時間労働解消策といたしまして、今年度からは夏季休業中のお盆の三日間を学校を無人化するというところをはじめ5項目の取組を進めている」ということでご説明させていただいたところでございます。

次に34ページでございます。「学力テストを止め、学力偏重から人が人とつながる社会をつくる「社会力」へと舵を切る教育をすべき時ではないか」というご質問でございまして、「人が人とつながる社会をつくる「社会力」の育成は学校教育の根幹とも言える重要な課題と捉えている」。下段でございますが、「一方、市が目指す『学力向上』は、点数を上げることを目的とした、いわゆる点数主義ではなく、子ども達の学ぶ意欲を喚起し、自ら学び、考える、自己実現につながる学力を目指すものであります。また、新学習指導要領で目指している資質・能力はまさに「社会力」の素地である、社会力そのものであると捉え、今後も教職員の長時間労働解消を図りながら、学校教育を充実させるために、引き続き、各学校への指導・支援に努めてまいりたい」と答弁させていただいたところでございます。

続きまして、常任委員会の報告をさせていただきます。はじめに請願についてでございます。「学校給食に於ける除去食拡大に関する請願」ということで、請願書の内容は報告書資料の一番最後のところに添付しております。補足説明といたしまして、小柳委員の方から、「国は7品目の指針を示しておりますけれども、新発田市ではまだ3品目のみの対応になっております。アレルギー対応の拡大がもう少しスピードを上げて対応していただきたい」という請願でございました。これを受けまして、執行部の意見として、このページの下段でございます。「昨今の食物アレルギー対応を必要とする児童生徒数の増加や食物アレルギーの原因となる品目数の拡大などを要因として、学校給食におきましても、より多様な対応が求められているということは十分認識をしております。このことから、今後は、食物アレルギー対応をする品目数の拡大、国・県の指針に基づいたアレルギー食材の完全除去対応、及び代替食の提供について、一刻も早く実施したいと考えている。そのためには、この食物アレルギー対応の変革に際して生じるリスクを最大限、軽減するために、十分な準備をしながら進めてまいりたい」ということで意見を述べさせていただいたところでございます。質疑につきましては、それぞれお読みいただければと思います。

続きまして40ページでございます。一般会計の補正予算（第5号）につきまして、質疑があったものでございます。内容につきましては豊浦地域の学校統合につ

いての一点でございます。内容につきましては、ご覧いただきたいと思います。渡部良一委員からは討論ということで、「行政が一方向的に進めるということであれば反対でございますが、ここには書いておりませんが、担当職員も一生懸命頑張っていたというお褒めの言葉もいただきながら、保護者や地域の合意ということであれば、やむ得ない」ということございまして、「これからもしっかりと慎重に進めていただきたい」ということで賛成をいただいたところでございます。

また、その他の課の部分につきましては、質疑は特にございませんでした。

続きまして44ページでございます。追加で御提案させていただいた最終日のものでございます。小中学校へのエアコン設置ということで、一般会計補正予算（第6号）議案でございました。これにつきましてはいろいろなご質問をいただいたところでございますが、特に委員の皆様からは、「ここまで来たのだから来年の夏までに間に合うようにできるのか」というご質問を再三いただいたところでございますが、「まだ契約も結んでいない段階でございまして、間に合いますということもなかなか言えない、よその状況を聞いても厳しい。精一杯頑張らせていただきたい」と答弁させていただいたところでございます。

採決の結果は、賛成全員ということでございました。最終的にこの委員会報告を受けまして、48ページでございます。本会議で採決をいただくわけでございますが、48ページの討論のところでございます。渡部良一議員の方からは、「学校現場の労働条件はまだまだ厳しい。エアコンの設置につきましては、ようやく進んだということでございますが、市長も総合教育会議などを通して教育現場のことをもう少し良く知っていただき、相互理解の下でまだまだ対応しなければならないものを早急に対策を組んでいただきたい」という趣旨の討論をいただきながら賛成をいただいたものでございます。

議会の報告につきまして以上でございます。

○関川教育長職務代理者

説明が終わりました。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

○関川教育長職務代理者

なければ、説明のとおりご了承願います。

○関川教育長職務代理者

そのほか報告はありますか。

大森歴史図書館長

○大森歴史図書館長

それでは、新発田市立歴史図書館の方から一点お願いいたします。お手元にチラシを配付させていただきました。「舗屋 耕吉 写真展 美しき新発田一花咲く季節―」でございます。写真家の舗屋耕吉さんにつきましては、現在80歳になられて新発田在住でございます。この写真展でございますが、時代の流れとともに移り変わる風景と四季折々に変わりなく咲く花とを融合させた、変わりゆくものと変わらないものとの対比ということで、ひとつの記録として歴史図書館で展示をするものでございます。

期間といたしましては11日の金曜日から2月11日の祝日・月曜日までとなっております。また、今週の土曜日の12日でございますが、午後2時からギャラリートークということで、こちらに記載の^{しきや}鋪屋耕吉さんと、賛助出品ということで^{よしお}義理の御兄弟になります、飯島凱夫さんの水彩画を展示しております。あと、この飯島凱夫さんが新潟日報事業社におられる頃、今、市議会議員をやられております阿部聡さんと二人で組になられまして、ずっと活動されてきたということもありますので、阿部聡さんにもご賛同をいただきまして、この3名によるギャラリートークをやる予定にしております。昨日までの申し込みで22名の申込みがございます。時間がございましたら是非ご覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○関川教育長職務代理者

鋪屋さんは貝塚にお住いの方ですか。

○大森歴史図書館長

そうです。

○関川教育長職務代理者

写真家でいらっしゃるようですが、懐かしい蒲原平野あるいは二王子などの写真がみられそうであります。お時間があればぜひ足を運んでいただきたいと思います。その他に報告はございませんでしょうか。

平山文化行政課長。

○平山文化行政課長

昨年11月に、私どもが所管しまして美術展を開催させていただきました。委員の皆様には大変お世話になりました。この度、図録ができあがりましたので、配付をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○関川教育長職務代理者

その他ございませんでしょうか。

ないようですので、教育委員会・今後の日程（予定）について、山口教育総務課長から説明をお願いします。

○山口教育総務課長

それでは、教育委員会・今後の日程（予定）につきまして、その他資料の1ページに掲載させていただきました。新たに来年度の4月分についても新規に掲載させていただきましたので、ご予約のほどよろしくお願いいたします。なお、2月下旬の臨時教育委員会、3月上旬の定例教育委員会ということで、正式な日程を入れておりませんが、これにつきましては、市議会2月定例会の日程が明らかになっていないためこのようにさせていただいております。明らかになりしだい正式決定させていただきたいと思いますので、ご了承よろしくお願いいたします。以上でございます。

○関川教育長職務代理人

お聞きのとおりであります、日程に関して御質問ございますか。

○関川教育長職務代理人

ないようですので、そのようによろしく願います。

○関川教育長職務代理人

その他に何かございますか。

○関川教育長職務代理人

ないようですので、以上で、教育委員会平成31年1月定例会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

平成31年 月 日

新発田市教育委員会教育長職務代理人

委員